

MHM Asian Legal Insights

第 68 号 (2017 年 2 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
(編集責任者: 弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

今月のトピック

1. ミャンマー : 新投資法における規制業種リスト (ネガティブリスト) のドラフト公表
2. タイ : 取引競争法改正案の閣議承認
3. インドネシア : P2P レンディングに関する新規則

今月のコラム 一駐在員の部活動・ベトナムー

はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、MHM Asian Legal Insights 第 68 号 (2017 年 2 月号) を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. ミャンマー: 新投資法における規制業種リスト (ネガティブリスト) のドラフト公表

ミャンマー計画財務省・投資企業管理局 (「DICA」) は、2017 年 2 月 2 日に、新投資法に基づく投資規制の対象となる制限業種 (restricted investment) を規定する Notification のドラフト (「本ドラフト」) を公表しました。

(1) 新投資法の建付け

新投資法においては、制限業種として、①連邦政府のみが実施可能な業種、②外資による実施が禁止される業種、③ミャンマー内資会社との合併でのみ実施可能な業種、及び④関係当局による承認が必要な業種、の 4 類型が定められています。これらの各類型に含まれる具体的な対象業種については、別途 Notification において定めるとされていました。

(2) 本ドラフトに定める制限業種リストの位置付け

投資法規則の規定及び DICA の説明によれば、本ドラフトに定める制限業種のリス

MHM Asian Legal Insights

トは、そこに記載の無い限り原則として投資規制の対象とならない、いわゆる「ネガティブリスト」を意図したものです。したがって、本ドラフトに定める制限業種として記載が無い限り、特段の外資規制を受けることなく実施が可能と考えられます。なお、国家にとって戦略的に重要な事業や一定規模以上の資本集約的な事業等については、ミャンマー投資委員会の投資許可（MIC 許可）を受けるという規制は別途ありますが、その場合でも外資規制を理由にした制限は課されない見込みです。

(3) 主な変更点

本ドラフトに基づく外資に対する投資規制の内容として、従来の旧外国投資法下における規制からの主たる変更点は以下のとおりです。

① 制限業種の数

本ドラフトにおける制限業種数は 190 を超えています。旧外国投資法下における Notification では約 100 であったことを踏まえると倍近い数になっています。しかし、これは外資規制が強化されたということではなく、ネガティブリストを作成したことにより、従来は Notification の枠外で行われていた規制・指導が表面化したと考えるべきです。実態としては以下に述べるように大幅な外資規制の緩和が意図されています。

② Trading 事業への外資参入規制について

従前、小売及び卸売を含む商業（いわゆる Trading 事業）への外資参入は、明文の根拠はないものの、事実上禁じられてきました。

本ドラフト上、外資による Trading 事業への参入が一定の要件の下で認められることが明記されました。本ドラフトに定める小売及び卸売事業への外資参入に関する規制の概要は下表のとおりです。

事業		規制
小売 (retail)	ミニマーケット (mini market) 及びコンビニエンスストア (convenience store) *1	外資による実施禁止 *2
	店舗面積が 10,000 平方フィート (約 929 平方メートル) を超える小売事業 (retail trading)	ミャンマー内資会社との合弁形態により外資参入が可能
卸売 (wholesale)		規制なし

*1: 「ミニマーケット」及び「コンビニエンスストア」の定義は、本ドラフト上明記されていません。これらの具体的内容は、今後明確化されることが期待されます。

MHM Asian Legal Insights

*2 : 「外資による実施が禁止」される業種であっても新会社法の施行後は一定割合（35%が想定）までは外資による投資が可能です。

③ 不動産事業への外資参入規制について

従前の旧外国投資法の下で、住宅の建設、販売及び賃貸並びにオフィス及び商業施設の建設及び販売については、ミャンマー内資企業との合併でのみ外資が実施可能とされていました。本ドラフトでは、不動産事業に関し、住居用建物及び condominium（residential buildings and condominiums）の開発及び賃貸のみ、ミャンマー内資企業との合併が必要な業種として規定されています。本ドラフトがネガティブリストとして制定されることからすると、住居用建物及び condominium 以外の不動産開発、例えばショッピングモールやホテル、オフィス等の開発については、外資による実施に関しても特段の規制を受けないことになるものと思われます。

(4) 今後の見通し

本ドラフトに関しては、公表後 2 月 10 日まで行われたパブリックコメント手続の結果を踏まえ、2017 年 3 月末までの制定を目指して議論が進められる予定です。新投資法の下での投資規制を理解するためにはネガティブリストだけでなく、3 次にあたってドラフトが公開された投資法規則（Investment Rule）や新会社法を統一的に理解する必要があります。これまで公開されたドラフトを総合的に検討すると、外資規制・輸出入規制について想像以上の規制緩和が行われる見込みです。弊事務所は今後も引き続きその動向を注視していくとともに、タイムリーな情報提供を行ってまいります。また、3 月には新投資法における外資規制を解説するセミナーを東京で開催します。ヤンゴン・シンガポール等でも順次同様のセミナーを開催する予定です。

弁護士 武川 丈士

☎ +65-6593-9752（シンガポール）

☎ +95-1-255135（ヤンゴン）

✉ takeshi.mukawa@mhmljapan.com

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +65-6593-9762（シンガポール）

☎ +95-1-255137（ヤンゴン）

✉ kana.manabe@mhmljapan.com

弁護士 井上 淳

☎ +95-1-255136（ヤンゴン）

✉ atsushi.inoue@mhmljapan.com

MHM Asian Legal Insights

2. タイ：取引競争法改正案の閣議承認

本レター第 58 号（2016 年 6 月号）でご紹介したとおり、現在タイでは取引競争法（Trade Competition Act B.E. 2542（1999））（「現行法」）の改正作業が進んでおり、2016 年 2 月 2 日に改正法案が閣議決定され（「2016 年 2 月閣議決定」）、その後、改正法案は法制審議会（Council of State）において審議されていました。この法制審議会での審議を経て、2016 年 10 月 11 日、取引競争法の改正法案（「改正法案」）が再度閣議において承認されました。本レターでは、現在公表されている改正法案の主な内容をご紹介します。なお、本レター第 58 号でご紹介した改正法案の内容から一部変更されている箇所があり、その点には留意が必要です。

(1) 取引競争委員会の独立性強化

本レター第 58 号でご紹介したとおり、現行法の運用が低調であった背景の一つとして、規制当局である取引競争委員会（Trade Competition Commission）の独立性及び予算が不十分であった点が挙げられていました。

この点を踏まえて、改正法案では、現行法の下では商務省国内取引局（Department of Internal Trade, Ministry of Commerce）の一部局とされている取引競争委員会を、独立した行政機関として新設し、取引競争委員会に対して独立した予算を計上する旨が規定されています。また、取引競争委員会の権限強化のための方策として、取引競争委員会に対し、一定の取引競争法違反行為に行政罰を課す権限を与える旨が規定されています。

(2) 規制対象行為

改正法案では、以下の各行為類型が取引競争法の規制対象とされています。

- ・ 市場支配力の濫用
- ・ 企業結合規制違反
- ・ 競争制限的行為（悪質性の高い、ハードコア・カルテル）
- ・ 競争制限的行為（悪質性の低い、非ハードコア・カルテル）
- ・ 不公正な取引

現行法からの主な変更点としては、①競争制限的行為について、行為の悪質性によるハードコア・カルテル及び非ハードコア・カルテルの分類がなされている点、②現行法では事前届出制が採用されていた企業結合規制について、事後届出制が採用されている点（下記(3)）、並びに③並行輸入を制限する行為の禁止に関する規定が改正法案では削除された点が挙げられます。

MHM Asian Legal Insights

(3) 企業結合規制（「事後」届出制の採用）

企業結合規制については、特に 2016 年 2 月閣議決定の内容から大きな変更がありました。2016 年 2 月閣議決定では、取引競争委員会に対し、企業結合に関する「事前」届出制度の具体的な要件・手続を定めた規則を改正法施行後 1 年以内に制定することを義務付けていましたが、改正法案では、一定の企業結合取引完了後 7 日以内に届出を行うことを義務付ける「事後」届出制が採用されています。具体的な要件・手続については、取引競争委員会が別途定める規則によって規定されることになります。

(4) 取引競争法違反に対する制裁（行政罰の導入）

取引競争法違反に対する制裁についても、2016 年 2 月閣議決定から若干の変更がありました。2016 年 2 月閣議決定では、現行法で定められている刑事罰に加えて、違反行為が行われた年の前年の売上高の「20%」の金額を上限とする行政罰が導入されることとされていましたが、改正法案では、行政罰の金額の上限が、違反行為が行われた年の前年の売上高の「10%」へと変更されています。

改正法案に定められた各取引競争法違反行為に対する制裁の概要は以下のとおりです。なお、行政罰は刑事罰と異なり、裁判手続を経ずに取引競争委員会の判断で制裁を課すことが可能となります。

行為類型	刑事罰	行政罰
市場支配力の濫用	3 年以下の禁固刑及び/又は違反行為が行われた年の前年の売上高の 10%以下の罰金	N/A
企業結合規制違反	N/A	20 万パーツ（現在の為替レートで約 64 万円）以下の制裁金及び届出を行うまで 1 日当たり 1 万パーツ（現在の為替レートで約 3 万円）以下の制裁金
競争制限的行為 （ハードコア・カルテル）	3 年以下の禁固刑及び/又は違反行為が行われた年の前年の売上高の 10%以下の罰金	N/A
競争制限的行為 （非ハードコア・カルテル）	N/A	違反行為が行われた年の前年の売上高の 10%以下の制裁金
不公正な取引	N/A	違反行為が行われた年の前年の売上高の 10%以下の制裁金

MHM Asian Legal Insights

(5) その他本レター第 58 号においてご紹介した事項

本レター第 58 号でご紹介した域外適用の導入及びリニエンシー制度の導入については、少なくとも改正法案に明示的な規定は設けられていません。但し、今回の改正での導入が見送られたのか、それとも別途取引競争委員会が制定する規則で定めることが予定されているのか、その詳細は判明しておらず、今後もその動向については注視する必要があります。

また、国営企業への適用拡大に関する規定については、改正法案においても維持されており、原則としてすべての国営企業が取引競争法の適用対象とされていますが、国防、公共事業又は公益事業に従事する国営企業、及び特別法によって取引競争が監督されている事業に従事する国営企業等については適用対象外とされています。

改正法案は、現在暫定国会 (National Legislative Assembly) において審議されており、暫定国会において可決された場合、官報による公告から 90 日経過後に施行されることとなります。報道によれば、政府は 2017 年 5 月までの成立を目指しているとのことですが、暫定国会において改正法案に更なる修正が加えられる可能性もあり、成立までの動向については引き続き注視が必要です。

(ご参考)

本レター第 58 号 (2016 年 6 月号) :

<http://www.mhmjapan.com/content/files/00022425/20160621-060911.pdf>

弁護士 秋本 誠司

☎ +66-2-633-8351 (バンコク)

✉ seiji.akimoto@mhmjapan.com

弁護士 細川 怜嗣

☎ +66-2-266-6485 (Ext: 325) (バンコク)

✉ reiji.hosokawa@mhmjapan.com

弁護士 二見 英知

☎ +66-2-633-8350 (バンコク)

✉ hidetomo.futami@mhmjapan.com

弁護士 茨木 雅明

☎ +66-2-633-8237 (バンコク)

✉ masaaki.ibaragi@mhmjapan.com

MHM Asian Legal Insights

3. インドネシア：P2P レンディングに関する新規則

2016年12月28日、インドネシアの金融庁（「OJK」）は、オンラインにおける個人間の貸付けである P2P レンディングを規制する新たな規則（OJK 規則 2016 年 77 号）（「新規則」）を公布しました。新規則の施行日は 2016 年 12 月 29 日です。

従前は、P2P レンディング及びそのプラットフォームを規制する法令はありませんでしたが、新規則は、インドネシアにおけるフィンテック事業に関する初めての OJK 規則であることから本レターにてご紹介させていただきます。新規則の内容は概ね以下のとおりです。

(1) 新規則のスコープ

新規則では、典型的な P2P レンディングのプレーヤーを、借入人、貸付人及びプラットフォームのサービス提供者と想定し、これらのプレーヤーについての規制を課しています。

(2) プラットフォームのサービス提供者に対する規制

まず、プラットフォームのサービス提供者は、インドネシア法上の株式会社（Perseroan Terbatas）又は組合（Koperasi）である必要があり、85%までであれば、その資本を外資が保有することができます。

また、プラットフォームのサービス提供者は、事業を営むに当たり、OJK に登録を申請する必要があり、登録後には、3 ヶ月ごとに定期報告（貸付人及び借入人の数、ローンの性質等の報告）が求められます。また、登録から 1 年以内に、別途 OJK からライセンスを取得することが求められ、ライセンスの申請時には、事業計画や役員 の宣誓書の提出が求められるとともに、ライセンス取得後には、月次報告及び年次報告を OJK に提出する必要があります。

さらに、プラットフォームのサービス提供者には、資本金額についての要件も存在し、登録申請時に 10 億ルピア（現在の為替レートで約 850 万円）、ライセンス申請時において 25 億ルピア（現在の為替レートで約 2,120 万円）の資本金が必要になります。

加えて、取締役又はコミサリスは、最低 1 年以上の金融業界での経験が必要になります。なお、取締役又はコミサリスに外国人が就任することも可能です。

(3) 貸付人及び借入人に対する規制

貸付人が、外国人又は外国法人であることは許容されていますが、外国人又は外国法人が借入人になることは認められていません。

MHM Asian Legal Insights

また、各借入人に対する貸付額の上限が定まっており、最大 20 億ルピア（現在の為替レートで約 1,700 万円）とされています。

(4) 契約に関する規制

その他、貸付人及びプラットフォームのサービス提供者が締結する契約、並びに貸付人及び借入人が締結する契約内容自体にも規制があり、一定の事項を契約書において規定することとされているほか、貸付けの通貨についてはルピア建てでなければならないものとされています。

また、プラットフォームのサービス提供者が、ユーザーのサービスの利用について生じた事項について、自らの責任を一切免責するような条項を含む契約書を、雛形として提供してはならないとされています。

以上が新規則の概要であります。新規則自体は、いまだ施行されたばかりであるため、その運用については、今後の動向を注視する必要があります。

弁護士 竹内 哲
(ジャカルタ Akset 法律事務所出向中)
☎ 03-6266-8573
✉ tetsu.takeuchi@mhmjapan.com

弁護士 立川 聡
(ジャカルタ Akset 法律事務所出向中)
☎ 03-6266-8980
✉ satoshi.tatsugawa@mhmjapan.com

MHM Asian Legal Insights

今月のコラム－駐在員の部活動・ベトナム－

どのアジア諸国でも大きく異ならないかと思いますが、ベトナムにおいても、駐在日本人同士のクラブ活動が盛んです。共通の趣味を持つ者同士が集まって色々な活動をしています。野球であったり、ゴルフであったり、テニスであったり、はたまた筋トレであったりと、多種多様な活動が行われています。

私の場合は、小学生のときからサッカーをしていたこともあり、ホーチミンの日本人サッカー部に所属しています。様々なバックグラウンドを持つ人たちが「ただサッカーが好き」という理由で、毎週日曜日灼熱の太陽の下、サッカーをしています。中には、高校時代に全国高校サッカー選手権大会で準優勝した経歴を持つ猛者がいたり、ただ運動不足を解消するために来る人もいたり、目的やレベルも様々です。

ですが、せっかくの縁で、しかもベトナムで一緒に球を蹴ったという偶然を大事にしたいということで、駐在員の帰任が決まる度に盛大な胴上げをして見送ることが伝統となっています。こうした出合いを大事にしたいと思います。



(弁護士 山口健次郎)

MHM Asian Legal Insights

NEWS

➤ Chambers Asia Pacific 2017 にて高い評価を得ました

Chambers Asia Pacific 2017 で、当事務所は 15 の分野で上位グループにランキングされ、35 名の弁護士がその分野で日本を代表する弁護士に選ばれました。また、当事務所のヤンゴンオフィスは日本の法律事務所として唯一、GENERAL BUSINESS LAW: INTERNATIONAL FIRMS – MYANMAR の分野でランクインいたしました。詳細は Chambers のウェブサイトに掲載されております。

(当事務所に関するお問い合わせ)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

mhm_info@mhmjapan.com

03-6212-8330

www.mhmjapan.com